

薬生食輸発0413第1号  
令和2年4月13日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(ベトナム産きだちとうがらしのプロピコナゾール及びフィリピン産バナナの  
検査命令免除対象企業の変更)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第1号にて通知した  
ところである。

今般、輸入時のモニタリング検査においてベトナム産きだちとうがらしから  
プロピコナゾールを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正す  
る。

なお、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対  
して自主検査を指導することとし、検査命令の発出を開始する日については、別  
途連絡することとする。

また、フィリピン政府から、検査命令免除対象企業について、名称変更の連絡  
があったことから同通知の別表32について別紙のとおりとするので、御了知の  
上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1のベトナムの項中、

製品検査の対 象食品等	条件	検査の 項目	試験品 採取の 方法	検査の方法	検査を受けること を命ずる具体的理 由
きだちとうが らし及びその 加工品(簡易な 加工に限る。)		トリシ クラゾ ール	別表1 の3に よること。	平成17年1月24日付け食安 発第0124001号「食品に残 留する農薬、飼料添加物又 は動物用医薬品の成分で ある物質の試験法につい て」によること。	基準値(0.01ppm) を超えるトリシク ラゾールが検出さ れるおそれがある ため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
きだちとうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)		トリシクラゾール、 <u>プロピコナゾール</u>	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるトリシクラゾール及び <u>基準値(0.01ppm)を超えるプロピコナゾール</u> が検出されるおそれがあるため。

に改める。